

第 27 回 千代田区住居表示審議会

平成 25 年 1 月 25 日 (月)

千代田区役所 8 階 第一委員会室

森永コミュニティ振興課長

- それでは、開催時刻の前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから第 27 回千代田区住居表示審議会を開催させていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。私はコミュニティ振興課長、森永と申します。会長が決まるまで私が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着席させていただきます。それではまず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。まず、こちら座席表でございます。次に、会議次第、資料 1 として「住居表示審議会の開催について」、資料 2 として「第 27 回千代田区住居表示審議会資料」、さらに資料 3 として「参考資料集」というものでございます。よろしいでしょうか。ここで注意事項をちょっとご説明させていただきます。本日は議事録作成のため、議事内容を録音させていただいております。また、本日の質疑内容に関しましては、発言者などは伏せた上で、その概略を区のホームページで公表させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。また、本日報道機関の方が傍聴されております。傍聴されている方々へお願いをさせていただきたいことがございます。まず、静粛を旨として、審議の妨害となるような行為は慎んでいただけるようお願いいたします。また、携帯電話などは呼び出し音が出ないようにしていただければと思います。また、写真撮影につきましては、会議冒頭のみ許可しておるといこととなりますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。では、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、まずここで、石川区長よりご挨拶を申し上げます。

石川区長

- 皆さんおはようございます。暮れも差し迫った中で、大変お忙しい中、この審議会の委員をお引き受けいただき、お集まりをいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。後ほど事務局のほうから、この住居表示審議会のあり方等についてお話があらうかと思っておりますけれども、私から骨格を申し上げます。法律上の住居表示とはそもそも何ぞやということから申し上げますと、端的に言いますと、A 町一丁目 1 番地というのを、A 町二丁目

3番4号、すなわち二丁目3番4号というふうに変えることが厳密で言う住居表示の変更になります。ところで、今回ご議論をお願いしておりますのは、A町一丁目2番3号からB町一丁目2番3号というように、町名等は変えることなく、頭のA町からB町という冠称を変えるという、こういう内容でございます。したがって、厳密に言いますと、この住居表示審議会の議論の対象ではございません。しかし、過去にこの住居表示に関しましては、昭和38年以来昭和54年まで26回開催され、大変さまざまなお議論があったという、そういう経緯を踏まえまして、今回住居表示審議会においてご意見を賜りたいということでございます。この間、さまざまに区もいろいろな方のご意見を頂戴してまいりました。「神田」という冠称を変更、冠称を実施するということにつきまして多様なご意見が出ていることも事実でございます。そうしたことを踏まえまして、この審議会におきまして、さまざまなお意見を寄せていただき、そしてご意見を賜りたいと思っております。そうしたことを踏まえまして、一定の時期に区側として判断をさせていただきたいということで、今回この住居表示審議会を開催したわけでございます。重ねて申し上げますが、どうぞ委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りまして、ぜひこの審議会におきます議論が集約されることを区長として期待をしているところでございます。大変お忙しいところ、こうした会にお集まりいただきまして、大変恐縮をしております。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

森永コミュニティ振興課長

- それでは、ここで区長は所用により退席させていただきます。

石川区長

- では、皆さんどうぞよろしくお願ひします。

(区長退室)

—委員紹介及び事務局紹介—

森永コミュニティ振興課長

- 以上になります。よろしくお願ひいたします。

—会長、副会長の互選—

森永コミュニティ振興課長

- それでは、本日の議事に入らせていただきます。まず、議事の1、会長及び副会長の互選でございます。会長及び副会長は、千代田区住居表示審議会条例第4条により、委員の皆様の中から互選することが定められております。会長及び副会長におかれましては、本審議会の進行や取りまとめ役をお願いすることになります。自薦、他薦含めてご推挙をお願いできればと考えております。また、これまでの過去の審議会においては、会長は助役、現職で申し上げますと副区長。副会長は連合町会長から選出されております。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

森永コミュニティ振興課長

- ありがとうございます。それでは、山口委員、松本委員にそれぞれ会長、副会長をお願いできればと思います。それでは、一言ずつご挨拶をいただければと思います。

山口会長

- 改めまして、副区長の山口でございます。ただいま互選により、住居表示審議会の会長を務めさせていただきます。よろしくお申し上げます。先ほど、区長のほうから挨拶がありましたように、今回、この三崎町、猿楽町につきまして、「神田冠称」という形でご審議を賜るわけでございます。本来の住居表示とは違いますが、これまでの経緯、そういったものを踏まえながら、この場で、忌憚のないご意見を賜ればというふうに思っております。この案件につきましては、確かに地域からの強い思いあるいは多様な思い、そういったものが出ております。そういったことを踏まえながら、私どももこれまで取り組んでまいりましたけれども、改めましてこの審議会においてご議論を賜り、判断の一助としてまいりたいというふうに思っておりますので、皆様方の活発なご意見のほうをお願いしたいと思います。よろしくお申し上げます。

松本副会長

- 副会長に選任されました松本でございます。大分34年振りの開催ということで、いろいろと皆さんのご意見もあるかと思っておりますので、その辺をよろしくお願いいたします。どうぞよろしく。

森永コミュニティ振興課長

- ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行は山口会長にお願いしたいと思います。

山口会長

- それでは、次第に従いながら議事のほうを進行させていただきます。まず最初に事務局のほうから、本日の資料についてのご説明をお願いいたします。

森永コミュニティ振興課長

- それでは、私、事務局から資料についてご説明させていただきます。まず、資料1でございますが、こちら今回の住居表示審議会の開催に関しまして、その目的について整理しているものでございます。三崎町及び猿楽町の神田冠称につきましては、地元町会などから推進を求める要望が区長に提出され、また慎重な対応を求める陳情が区議会議長に提出されております。こうした動向を踏まえまして、これまで区は地域の合意形成状況の把握に努めてきたところでございます。そこで、今回区長の附属機関である住居表示審議会に対し、三崎町及び猿楽町の神田冠称に対する意見を求め、区としての判断の一助としてまいりたいと考え、今回開催させていただくものでございます。続きまして、資料2から、これまでの経緯及び概況などにつきましてご説明させていただきます。資料2をお開きください。まずこちら、住居表示審議会についてということでございます。2ページ、こちらの会議は千代田区における住居表示に関する法律に基づく制度の実施について必要な事項について審議をする会議体として設置されているものでございます。これまで、昭和38年8月12日から昭和54年6月11日にかけて計26回開催されております。現状千代田区においては、74%を超える地域で住居表示が実施済みということになります。続きまして3ページでございます。なぜ住居表示審議会を開催するのかというものでございますが、今回この大きな議題になっております「三崎町及び猿楽町の神田冠称」は、住居表示の実施ではなく町名変更であるため、住居表示審

議会における決議を必ずしも必要としているわけではございません。しかし、多数の区民に影響を与える事項であるため慎重な議論が必要と考え、今回当審議会に対し、本件に関する意見を求め、区としての判断の一助としてまいりたいということで、今回開催しているものでございます。ちなみに、その下段に、これまでの住居表示を実施している地域について、あいうえお順にそれぞれ麴町区、神田区で整理されております。では、議題に入らせていただきます。5ページをお開きください。まず、三崎町及び猿楽町に神田冠称をつけることの是非についてということが今回の議題でございますが、これまでの「三崎町」、「猿楽町」を「神田三崎町」、「神田猿楽町」という「神田」を冠称するというものでございます。こちらにつきまして、賛成、反対それぞれの要望書、陳情書が提出されておりますので、これまでの経過などを踏まえた慎重な審議が我々区として必要なものと考えております。具体的に申し上げますと、下に、三崎町を例にとりますと、これまで「東京都千代田区三崎町一丁目1番1号」となっていたものが、「東京都千代田区神田三崎町一丁目1番1号」ということになるものでございます。続きまして、対象地域として6ページをお開きください。まず地図で、三崎町、猿楽町それぞれ水道橋駅、御茶ノ水駅の近くでございますが、こちらに立地するものでございます。こちらのエリアに、どれだけの方がお住まいでまた活動されているかということについて、対象者数を整理しております。それぞれ我々が持っているデータの直近の例でございますが、人口が、三崎町が929人、猿楽町が734人、合わせまして1,663人、世帯数で941世帯ということになっております。また事業所でございますが、三崎町が939事業所、猿楽町が267事業所、合わせまして1,206事業所でございます。また、それぞれ学校法人、宗教法人、NPO法人、政治団体、医療法人がそれぞれ3法人、2法人、32法人、7団体、1法人でございます。これが、この地域のお住まいの方、また事業所などについてお示しいたしました。続きまして、神田冠称に関するこれまでの経過についてご説明させていただきます。8ページでございます。まず、江戸時代以前におきましては、地域についてそれぞれ慣習的に地域名というものがついているという状況がございましたが、日本全国においてそれは徹底されておりました。そのような中で、明治5年に日本全国に町名をつけるということになりました。ちなみにこのエリア、三崎町、猿楽町におきましては、いわゆる武家地だったということがございますので、地名と言われるものは当時まだついていなかったということでございます。その中で明治5年の全国に全ての土地に町名、地番をつけるという考えに基づきまして、今現状の該当エリアに「三崎町」、「猿楽町」、「裏猿楽町」という町名がつけました。さらに、明治11年11月でございますが、「神田区」、「麴町区」というものが行政機関として発足しております。昭和8年から9年に、震災復興として区画整理、一部エリアの町名変更などがございましたが、以降続いておりまして、昭和22年、

戦後でございますが「神田区」、「麴町区」が統合しまして「千代田区」というものが発足いたしました。その際に「神田三崎町」、「神田猿楽町」という名称に変更されたというものでございます。以降約20年間続いていたわけですが、実はこちら、住居表示に関する法律というものが昭和37年に成立いたしました。これは、郵便、救急、消防などで、地域に関してよりわかりやすくしていくということで、住居表示を日本全国で町目、丁目、何丁目何番何号というものを徹底していくという趣旨から法律が制定されたものでございます。そちらに基づきまして設置された住居表示審議会において、こちらさまざまな議論が繰り返されましたが、その中で、住居表示実施をした際には「神田」という冠称をつけない、不採用ということが決定されております。その結果、住居表示が実施された際には「神田」という名称が外されるということで、昭和42年に「神田三崎町」の住居表示が実施され「三崎町」、昭和44年に「神田猿楽町」の住居表示が実施され「猿楽町」ということになりました。その上で、以降「三崎町」、「猿楽町」という名称が続いていたわけですが、平成16年11月に神保町地区町会連合会会長から、「神田冠称の復活を求める要望書及び署名」が提出されました。署名数が合わせまして1,099でございます。こちらはちょうど平成15年に江戸開府400年ということで、地域の歴史というものに非常に地域の気運が高まってまいりまして、その中で「神田冠称の復活を求める要望書及び署名」が提出されたものとして我々は認識しております。以降、区の中でも議論を進めまして、「住居表示検討懇談会」というものをこちら任意で設置いたしまして、そこで中間答申を提出いただきました。さらに、以降平成19年12月、神田冠称に反対する住民、事業所の方から、「神田冠称に反対する署名」というものが1,481数の署名をいただいたところでございます。そのような中で我々は議論を進めまして、平成22年に地域内の主要事業所の意向調査を実施し、さらに平成23年10月に地域懇談会を開催し、地域の意見聴取を実施しました。また、平成24年2月、昨年2月に神田冠称に関する住民の意向調査を実施いたしました。その中で出た数字、データを前提にしながら我々検討を進めてまいったところでございますが、本年に入りまして、本年4月に「猿楽町、三崎町町名変更反対の会」から、「神田冠称に反対する陳情」が提出されました。こちら今現状の署名数は5,603筆となっております。また、平成25年10月に三崎町一丁目町会長ほかから「神田冠称復活を求める要望書」が提出されているところでございます。このような経緯を踏まえ、今回審議会を開催させていただいているということでございます。それぞれの詳細について、ご説明させていただきます。9ページをお開きください。こちら住居表示審議会における決定として、昭和39年6月から昭和43年8月まで、こちら4回にわたり住居表示審議会において議論がされました。それぞれ「神田〇〇町は不採用とする」ということを前提に、それぞれを再確認、再々確認ということでございます。その議事録につつま

しては、それぞれの議事詳細という中に概略をまとめておりますが、当時なぜこの「神田」を冠称しないのかということについての理由というものについては残っておりません。しかし、地域では「神田」という地名を残すべきという意見があったことが、この質疑の中で類推できる状況でございます。では、資料をお開きいただいて11ページでございます。神田冠称につきまして要望を受けたということで、それぞれ意見交換や課題の整理を行うことを目的に、それぞれ4回にわたり会議を開催したものでございます。それぞれ学識経験者2名、連合町会長協議会長、連合町会長3名、その他計10名で構成される会議でございまして、その中でさまざまなご議論をいただき、一定の整理が中間答申としてされました。こちら概略をまとめておりますが、町会が主体的に署名活動を行い、多数の住民の合意が得られていること、町名の変更のみのため社会的混乱が少ないことなどから、「神田冠称実施に向けて取り組むことが望ましい」というご意見をいただいております。また、こちらについては、「ただし」として、町名変更により経費負担等が伴う企業の理解を得ること及び他の地域住民の感情に配慮することが肝要というご意見もいただいております。多数の住民の合意が得られていることについては、推進をしていくべきというご署名1,099、この署名を踏まえたご意見と我々は考えております。また、企業の経費負担等が伴う企業の理解を得ること及び他の地域住民の感情に配慮することということでございますが、他の地域住民の感情というものは、やはり旧町名復活といったときに、全区的に波及影響が出てくる可能性があるということで、それぞれの状況に応じた慎重な対応が必要だということについて整理されているものと考えております。この資料の中の右に、参考資料集6ページとして、この資料3の青い資料でございますが、そこにその詳細の内容、全文が載っておりますので、後ほどご参照いただければと思います。続きまして、12ページでございます。「地域内主要事業所意向調査」、こちら平成22年9月から11月にかけて、区の職員がそれぞれの地域にある事業所、地域内で比較的大きく活動をされている事業所及び学校法人、こちらにつきまして訪問しそれぞれのご意見を伺いました。こちらについて我々で整理したものでございますが、それぞれ20件ということで、神田冠称の実施についてあなたはどのようなご意見をお持ちですかということに関しまして、賛成が5%1事業所、どちらでもないが75%15事業所、反対が15%3事業所、態度保留が1事業所というものでございます。こちらの多数を占めているどちらでもないというものでございますが、こちらのご意見を総じて申し上げますと、「区民、地域の考えに従う」という意見が多数だったということでございます。続きまして、13ページでございます。昨年2月に実施したこの冠称に関する地域住民に関する意向調査でございます。まず、調査対象でございますが、三崎町、猿楽町に居住する20歳以上の方1,378人を対象にアンケートを実施いたしました。調査期間としては、昨年2月15日から2月27日。調査

方法としては、委託会社株式会社エスピー研による郵送配付、郵送回収ということで実施をしております。「どのようなご意見をお持ちですか」ということに関しまして、賛成が44.3%、どちらかといえば賛成が13.1%、合わせまして端数がちょっと違ってくるのですが57.5%というものでございます。また、どちらかといえば反対が12.6%、反対が29.4%、合わせまして42.0%ということになります。こちらについては、回収率は51.9%ということで、未回収のものもございしますが、総じて区が実施してきたアンケートですと回収率はおおむね3割程度ということになります。それに比較すると比較的高いということで、住民の関心は高いのかなと考えております。また、回収されていないものに関しては、我々としては、いわゆるニュートラル、それぞれお考えが定まっていないものということで我々は認識して、このデータを把握しているものでございます。また、14ページをご参照ください。自由意見というものについて整理させていただいております。もちろん自由意見については、多数のご意見をいただいたところでございます。おおむね概略をまとめて整理をしたところでございますが、それぞれ4点。まず賛成意見に関しましては、「歴史的に由緒ある地名であり、後世に残したい」、「渋谷区の猿楽町との違いが明確になる」、「区として統一性があるほうがよい」、「神田っ子と言う言葉を復活させたい」といったご意見が多数でございました。また、反対意見でございますが、「今までで十分愛着が湧く」、「書類など手続にコストがふえる、面倒」、「歴史的意味や経緯の根拠に欠ける」、「神田は下町のイメージが強く地価が下がる」といったご意見をいただいたところでございます。このデータにつきまして、その詳細は14ページの下にありますので、こちらをご参照いただければと思います。続きまして15ページ、「神田冠称に反対する陳情、署名」でございまして、こちらにつきましては、本年4月30日にいただいたもので、まず陳情者は猿楽町、三崎町町名変更反対の会。受理日、当初の受理日が平成25年4月30日でございます。当初は524筆の署名をいただいておりますが、以降この署名の追加ということを逐次いただきまして、直近でこの11月5日にいただいたものが最後でございまして、5,603筆の署名をいただいております。陳情内容の要旨についてこちらは整理しております。区は平成24年2月に在住区民のみを対象とした意向調査を行っているが、まちは自然人のみでなく法人等によっても構成されているのだから、在住区民のみでなく、事業所等も含めた広範で精緻な意向調査を実施すべき。また、町名が変更された場合の経済的負担や社会的影響は甚大であり、より詳細な分析と周知が必要という陳情をいただいております。こちらについても参考資料集の22ページに全文が載せておりますので、ご参照いただければと思います。また、本年10月17日に「神田冠称に賛成する要望書」をいただいております。その要望書の標題でございまして、「神田冠称復活の早期実現を求める要望書」というものでございまして、要望者と

して、三崎町一丁目町会長ほか2名、賛同者として神保町一丁目町会長ほか8名という方から要望をいただいております。内容を読ませていただきます。神田は、私たちにとって価値のあるブランドであり、冠称の実現によってまちに元気が出るものと確信している。神田冠称に係る条例事案を早期に議会に提案することを求めるというものでございます。こちらはその詳細は参考資料集の24ページに本文を載せておりますので、ご参照いただければと思います。続きまして、では仮に神田冠称を実施した場合にどのような影響があるのかというものでございます。まず前提として、この町名変更する場合の法で定まっている手続、こちらについてご説明させていただきます。こちらにつきましては、地方自治法第260条に定められておりまして、町または字の区域の新設等、町名、名称を変更しようとするときはということで、区議会が議決するということが定められております。また、その上で、区長による告示を2項で、その上で、効力が3項で発生するということが整理されております。参考でございますが、住居表示ということで、先ほど申し上げた町名、何丁目何番何号というものを整理するもの、こちらについては、住居表示審議会など地域の意見を聞いた上で、事前の告示を30日間、さらに意見が付された場合に関しましては50名以上の署名というものになりますが、こちらについてはその意見を付した上で議会に上程し、議会は公聴会を開き意見を聞いた上で定められるという法定の手続が別途定められておりますが、町名の変更というものに関しましては、この議会の議決というもののみが、法定で決められているものということになることをご理解いただければと思います。続きまして、影響というものでございます。神田冠称を実施した場合の影響につきまして、主に区民、さらに次のページで企業という視点で整理しております。まず、住所が載せられているものとして、例えば戸籍、住民票その他でございます。その中で手続が不要なものとして、今申し上げた戸籍、住民票、印鑑登録証などに関しましては自動で変更になるということでございますので、手続が不要なものということになります。一方、手続が必要なものとして、自動車運転免許証、共済年金、健康保険証こちら協会けんぽということで中小企業で働く従業員などが加入されている健康保険でございますが、こちらの健康保険、精神障害者保健福祉手帳などが、行政に係る手続として必要になります。また、固定電話の契約、インターネットプロバイダーその他クレジットカードまで、こういった手続が必要なものになります。こちらにつきましては、我々がそれぞれその担当部署と調整、さらに我々が把握したかぎりと言いますと、費用としては住民票代が自動車運転免許証に関しましてはかかりますが、原則としてゼロ円。また期限としましては、速やかにということが前提になります。ただし、健康保険証に関しては、変更事由が発生から5日以内というのが法定手続ということになっているということになります。また、必要書類ということが、さまざまな書類が必要になるということになります。続きまして、事業所で

ございますが、20ページでございます。宅地建物取引業者免許、診療所許認可等におきましては手続が不要なものということになります。こちらは自動で変更になるということでございます。手続が必要なものとして、不動産の権利に関する登記、商業登記、雇用保険関係、商工融資、水道法関係許認可、株式上場関係など他47手続などがございます。参考資料集31ページ以下に詳細を整理しておりますが、やはり手続が最低限必要なものになるものが複数あるということでございます。こちらにつきまして、例えば不動産の権利に関する登記、商業登記でございますが、特に商業登記でございますが、基本的に法務局に対して我々が通知することで自動で整理されますが、その中に記入されている個人住所などについては個別の登録ということになります。ただし、みなしの規定があるということがございますので、いわゆるこちらについては手続が絶対に必要だというものではないということをご理解ください。しかし、それ以降のものについては、基本的に必要ということになります。また費用ということになりますが、こちらについては原則としてゼロ円ということになりますが、雇用保険適用事業所以下、謄本代は別途というものがございます。こちらについては、それぞれの枚数によって異なるので申し上げにくのですが、おおむね数百円程度の謄本代は別途かかってくるということになることはご理解いただければと思います。これまでで、神田冠称を実施した場合の影響その他について、経緯、概況も含めてご説明させていただきました。説明は以上になります。

山口会長

- ありがとうございます。ただいま事務局のほうから、住居表示と町名変更に関するいわゆる仕組み、それからこれまでの経緯、あと、町名変更した場合の生ずる影響等についての説明がありました。このほかで何か、補足説明のほうは、郵便局さんとかございますのでしょうか。

委員

- 特にございません。

山口会長

- 消防署さんのほうは。

委員

- ございません。

山口会長

- それでは、皆様方からご意見を賜りたいというふうに思います。あと、今あった説明の中で、ちょっとこの辺がわかりづらいとか、もう少しこの辺を丁寧にしてもらいたいというものがあつたらご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

委員

- 郵便局長さんがいらっしゃるのでお聞きしたいのですが、住居表示がこの目的として、郵便配達作業等を円滑にさせるという目的があつたと書いてありますけれども、郵便番号が3桁から7桁に変わりましたよね。それで地名まで7桁の番号で追えるようになって大変便利になったのですが、これはいつですか。3桁から7桁になったのは。

委員

- たしか平成8年か9年ごろだと思います。

委員

- はっきりわからない。

委員

- 今ちょっと手元に資料がないので。

委員

- わかりました。ありがとうございます。

山口会長

- ほか、資料等について、この辺がもう少しわかりづらいたとか、説明を求めたいものがあつたらお願いをいたします。

委員

- よくわからないのは、旧神田区は、うちは神田駿河台だけれども、8ページを見ると、昭和22年に神田区、麴町区が統合し、千代田区発足で、神田三崎町、神田猿楽町となっていますけれども、このときに我々のところもみんな神田駿河台とか神田何とかとなっていますよね。それが、39年に住居表示を実施し、神田冠称の不採用というのは、この2つの町会だけなのですか。これはどういう経緯だったか。

森永コミュニティ振興課長

- ご説明させていただきます。こちらにつきましては、資料の3ページをご参照ください。ごめんなさい、カラーの資料2の3ページをご参照ください。こちらの下に「千代田区町名一覧」というものがございまして。こちらの網かけに関しましては住居表示未実施地区、白い部分こちらが住居表示を実施したところとございまして。例えば旧神田区でございまして、岩本町、内神田、鍛冶町、猿楽町、外神田、西神田、東神田、一ツ橋、三崎町こちらにつきましては住居表示を実施されたということで「神田」という名称をトップにつけるということはしておりません。逆に申し上げますと、住居表示の未実施の地区、それぞれございまして、それぞれの網掛けの部分、こちらが「神田」が今残っている部分ということになります。ですから、例えば鍛冶町でございまして、「神田鍛冶町」というのも残っているのですが、こちらにつきましては住居表示を実施していないところは「神田鍛冶町」というのが残っていたということで、住居表示を実施したところは「神田」というのがとれたと。これは同様に岩本町も同じです。岩本町も住居表示を実施したところは「神田」というのをとって、住居表示未実施のエリアに関して「神田岩本町」というのが残っているという状況になります。ですから、これはあくまでも統一的に「神田」というのを冠称しないということが定められたということで、このそれぞれ三崎町、猿楽町に特定して決められたものではないということになります。

委員

- ということは、済みません、この網掛けのところも、実施されると全部「神

田」というのは抜けるのですか。

森永コミュニティ振興課長

- 今の原則のルールになると、そういうことになります。

委員

- そうすると、逆に言えば、今この後ろのほうに反対意見があるけれども、反対側の事務がどうのこうのというのは、もしもそうになったら、逆に物すごい事務量になりますね。そうですね。よくわからないな。

委員

- 関連してお尋ねをいたします。この現在74.05%と、今の住居表示の実施率、これは面積ですか。

森永コミュニティ振興課長

- はい、そのとおりです。

委員

- 町名一覧という中で見ますと、例えば面積的に大きい皇居外苑とか、それから千代田区千代田というのは、これは皇居は全部そうですね。それから日比谷公園とか。面積的にいうと、人が住んでいない、住んでいる、何人か住んでいるのでしょけれども、非常に密なところが感覚的には実施されていない。日比谷公園だとかも、日比谷公園は人が住んでいるのかどうかかわからないけれども、かなり大きな面積で人が住んでいない、多分議論がなかったのだらうと思うのです、その場所については。そのあたりが実施されているということを考えると、感覚的には、コミュニティが濃いところは実施されていないということで、70数%と言いますが、実際には感覚的には、僕はこれは5割にもいっていないのではないかなというふうに、面積でということではなくて、どういうファクターをつけて、これを説明したらいいのかわからないけれども、実際にコミュニティが濃いところでは実施されていないというのは、私としては印象なのですけれども、そういう理解でいいですか。

森永コミュニティ振興課長

- 今このエリア的に申し上げますと、それは否めません。そのような中で、今、そういったご意見もいただきましたので、ちょっと我々整理をしておりますが、次回のまた会議が開催されるまでには、こちらを例えば人口ベースですとか、世帯数ベースですとか、それぞれの比率などについてもお示しできればと思います。

委員

- この住居表示法というのは、今でも生きている法律なのですか。

森永コミュニティ振興課長

- はい。

委員

- 今、●委員さんが質問されたとおり、これはこの先も法律に基づいて言うならば、「神田」をとっていかなくはないといけないという、生きているというふうに理解をしていいのですか、それは。

森永コミュニティ振興課長

- 今、まずこちら経緯で申し上げますと、当初5カ年の時限法ということで、5カ年以内に全国をやるということで国のほうが大きく動いたということでございます。ただし、やはり日本中の中で、そういったものに対するご意見などもあって、延伸というのでしょうか、継続化されている部分になります。今も現行生きている法律になります。ただ、地域的に見ますと、日本全国の中で旧町名が残っている、住居表示を実施していない地域というのは、日本全国に大きく広くございますので、現行で国が住居表示を改めて大きく動かすという話は我々把握していません。ただ、少なくとも法律自体は生きているということになります。

委員

- もう1ついいですか。そうすると、これはもしも施行していくとなれば、法律が生きているという中で、やっていく主体はこの自治体、ここで言え

ば千代田区がやっていかなければいけないということなのですか、それは。

森永コミュニティ振興課長

- それにつきましては、我々として1つそういう法律がございますので、それは1つ我々必ず視野に入っているということになります。ただ、現行これまで住居表示未実施地区を改めて実施するという、そういったことについて具体的に何か検討するということは我々これまでしておりませんでした。ただ、我々は必ず住居表示未実施地区がまだあるということについては、絶えず認識はしているところでございます。

委員

- 住居表示の実施が37年ということですね。そしておいおいやっていって「神田」というのが抜けた町会がいっぱいあって、1つは「何で今さら」という感覚があるのです。こんなに時間がたってから。それと、この事業所の意向をまず聞かなければいけないということですが、12ページを見ますと、20事業所しか聞いていませんよね。住民も大事ですが、事業所の皆さんの意向というのをもう少しきめ細かく調査するべきではないかなと思います。もう1つ、反対で署名の5,600というのは、どうしてこんな数字が出てくるのですか。15ページ。ですから、ここに上げられたデータの信憑性というものを本当に信じていいのかどうかということです。ですから、まず聞きたいのは何で今さらということと、事業所の意向をしっかりと聞いてからでないとな物は進まないのではないですかという質問と意見です。

森永コミュニティ振興課長

- まず、先ほど申し上げました平成15年の江戸開府400年を1つのきっかけとして、これは東京他の地域も含めてです。例えば台東区ですとか、そういったところも旧町名を復活させたいという思いが、やはり少なからず出てきたという中で、今回のお話があったと。神田冠称をするということで、我々は受け手として、そういうご意見があるのだなということ把握したところでございます。しかし、それ以降、やはり反対という話が幾つか出てきて、やはりこの5,000を超える形でのご意見もございますので、今回我々としてどうしていくべきなのか、どのように考えていくべきなのかということを前提に、今回この会議を設定させていただいたものでございます。ということでございますので、我々のほうとしても、この

江戸開府400年という1つのきっかけをベースに動き始めたのかなということをお我々は認識しているところでございます。また、先ほど20事業所のみということになりますが、これに関しては我々職員ができる範囲ということで、ある程度大きいところを回らせていただいたということでございます。やはりここでそういったご意見があれば、今後どのような形で企業などのご意見を把握していくのかということについて、我々としても検討できるのかなと思っております。最後、3点目、実は先ほど陳情、署名で5,000を超えるという話がありました。これはあくまでも議会に陳情を出されているものですから、我々のほうとしてその詳細については把握しておりませんが、やはりこれは日本全国の方から、こういったものについてはどうなのかというようなご意見もそのことを前提に署名もある程度の数が集まっているというような状況だということは我々認識しているところでございます。もちろん、このエリアの方もいらっしゃいます。

委員

- 日本全国ですか。全く神田というところを知らない人からの意見も入っていると。

森永コミュニティ振興課長

- 我々はそのように把握はしております。ただ、もちろんこのエリアの方も多いですし、あともう1つ多いのが事業所の方で、事業所のそれぞれの社員さん、その方が1名1名書かれておりますので、それである程度の母数はいくという状況になります。

山口会長

- よろしいでしょうか。ほかご意見いかがでしょうか。

委員

- 先ほど●委員のほうから、「神田」はつけないという、その経緯、いきさつというお話があったのですが、そのお答えはなかったと思うのですが。なぜつけないと、それは住居表示を受け入れないところとの差別化ということですかね。

森永コミュニティ振興課長

- こちらにつきましては、実は先ほども少しご説明しましたが、住居表示審議会、まさにこの会議の場で議論づけられたということです。その中で「神田」をつけないという理由について我々も探ってみたのですが、こちらについてはその少なくとも公的な文書で残っているものがないという状況でございます。ですから、そのときにどのようなお話があったのかということ、我々も把握しかねている状況ということになります。

委員

- 私は当時、猿楽町が神保町の四丁目から六丁目になる、三崎町が西神田四丁目から六丁目になる、そういうお話を聞いておりました。ただ、まちの方が、「猿楽町」、「三崎町」という名前を守りたいということで、「残してくれ」というお話をしたところ、では「神田」をとるぞという、それで「神田」をとられてしまったのだよという話を聞いたことがあるのですが、それはじゃあ把握していらっしゃらないということですね。

森永コミュニティ振興課長

- 我々公的な文書の中で、やはり如何ともしがたく、その時期が古かったものですから、そのときの経緯など詳細を知っている職員もおりません。その中で、まちで言い伝えられているようなお話は、もちろん我々のほうとしても最低限把握しておりますが、我々がこのような場で申し上げられるような状況ということは整理されていないという状況です。

委員

- この3ページを見ますと、住居表示を受け入れないところは全部「神田」が残り、旧町名が残っておりますよね。受け入れたところがばかを見たと、そういうことでしょうか。

森永コミュニティ振興課長

- 実際「神田」というのが住居表示を実施した場合にはつけないということが統一的なルールになりましたので、結果として今その岩本町、内神田、その他の地域については「神田」というのが冠称されなくなったというような状況は、我々認識しております。

委員

- では、そういうことですね。行政の意向を受け入れなかったところはちゃんと残っていて、受け入れたところはなくなってしまったということですね。外神田のほうまで言及してしまうといけないかと思うのですが、あそこもすばらしい町名がたくさん残っていたのですが、一丁目から六丁目になりましたよね。わからないということで、受けとめました。

山口会長

- 事務局側で把握しているのは、この資料にある9ページ、10ページのここだけで、その当時の詳しい、今、●委員の言われた経緯だとかやりとりまでは把握ができないという状況でよろしいのでしょうか。

森永コミュニティ振興課長

- 我々が公文書として残しているものとしては、これが限界だったという状況でございます。

山口会長

- ほかいかがでしょうか。

委員

- 3ページの町名一覧も、網かけみたいなのがかかっているのかかかっていないのが、これは何年の。

森永コミュニティ振興課長

- 今、これは現在です。

委員

- 鍛冶町とか何とかというのは、簡単に言えば、何が言いたいかという、うちは神田駿河台ですけれども、昔は神田区駿河台西紅梅町幾つかというのがあったのが、西紅梅町がとられているのです。それで神田駿河台二丁

目になっているわけです。そういうのが皆さんあるはずなのです。だから、住居表示の変更のときに変更を受けているのです、はっきり言えば。それはいつの変更なのですか。戦後すぐですか。

森永コミュニティ振興課長

- それぞれの町名におきましては、もちろんこの住居表示の影響を踏まえまして、その地域的に住居表示を実施されないとしても、いわゆるそういったことを、例えば一部エリアを統合するその他の動きがあったということは我々把握をしております。ただ、それぞれの地域によって、それぞれ年次なども違いますので、ですから、最終的に例えば戦後すぐの名前が、いわゆるある時期において、その名前がもう一回整理されたという状況は、これは住居表示が未実施だとしても、そういったことは経緯としてあったということは事実でございます。

委員

- ただ、未実施と言ったって、最後のほうにいろいろな手続や必要なものとか何とかでいろいろな法律があるけれども、それが全部クリアしているのですよね、今の未実施の町名で。本当だったらおかしいのですよ。法律上合っていないもので、何でこれはクリアしてしまうのですか。言っている意味がわかりますか。仮の町名で、国や何かの手続きが全部できるということ。

森永コミュニティ振興課長

- これは仮の町名ではなくて、これは町名としては確かになっていますので。今この町名で我々行政として把握しているということで、仮ではございません。

委員

- だって、住居表示法に関しては違法ですよ。「神田」を外せとなっているのだから。

森永コミュニティ振興課長

- 違法というか、その趣旨を踏まえて全国でやるようにということがございますが、それですぐに違法、脱法ということではないです。ただ、住居表示という1つの方針を法律で定めていますので、それに従っていないということはあるかもしれませんが、例えばこれについても日本中ございますので、未実施に関しましては、決してこのエリアだけが特定の話ではございません。

委員

- だけれども、従っていないということ、それに対して全てのほかの法律が全部認めているということ。従っていないと言ったって、別に関係ないではないですか、住居表示法など、何も困らないのだから。だから、住居表示法でこうだからこうだからそのままになって、今言われている猿楽町とか三崎町を、住居表示法を盾にするのは、違法だけのものは住居表示法には持っていないと思っています、今の話を聞くと。要はどういうことかと言ったら、地元の人たちの気持ちを一番大事にして、地元の人たちが決められるという形で、住居表示法は関係ないと思います。

森永コミュニティ振興課長

- これにつきましては、今の現行の経緯をご説明させていただきました。ですから、例えば名称を変更することについては、地域の気運が高まり、その地域の中でその合意が得られて、その中で法定の手続を経れば、例えば名称変更ですとか、そういったものに関しては議会の議決さえ我々のほうとしていただければできることにはなります。

山口会長

- ちょっとよろしいでしょうか。●委員がおっしゃられているのは、戦後まもなくまだ住居表示法がないときに、いわゆる神田区駿河台何々町と言ったときには、そのときの町名変更が実はあった経緯があるよねと。その後の住居表示になったときに、住居表示したところは、「神田」というものがとれたよねという、まずその共通認識を1つ取りたかったのかなというのと。それに伴って、いろいろな手続等で支障があるかどうかという確認をしたかったところをちょっと説明していただければと思います。

森永コミュニティ振興課長

- この今の経緯と申しますと、昭和22年に神田区、麴町区が統合になったと。その統合になって千代田区というのができ上がったと。その際に、いわゆるそのエリアの中で「神田」という名称がつけられたという状況になります。それで、それぞれの地域、エリアごとにそれぞれそれで根づいて動かれたわけですが、その住居表示審議会の中での議論を経て、住居表示のエリアに関しては、住居表示を実施した場合には「神田」を冠称しないということが決まったということで、結果として、今「神田」がとれたという状況になります。

委員

- 経緯はそうですね。

山口会長

- あとほかは。

委員

- さっき、●さんのそういうような話があるよというのは、本当の話でしょうね。それは聞いたことがあるのです。猿楽町と三崎町がなくなって。

委員

- 神保町と西神田にまとめてしまうという。

委員

- 僕も聞いたことがあります。それがあったので、それに反対したら、では「神田」を外すよというような形になったのではないかと思います。

委員

- そうですね。住居表示審議会で。

委員

- その辺で決まってしまったのかなという気がします。

委員

- ですから、当時の方たちは、猿楽町、三崎町という名前を守りたい一身上、「では我慢する」ということで、とったという話は聞いております。思いのある方たちですから、それを戻してもらえないだろうかというお話になっているのだらうと思います。

山口会長

- ほか、委員の方いかがでしょうか。

委員

- 先ほど、神田名称をとる法律があると、まだ生きているということですね。これがあるということは、もう少しこの辺のところを詳しく説明してほしいのです。法律があるけれども、それを実施はしない、そのしないという部分は、要するに「神田」をつけたいという、冠称をつけたいという町会があるので、それを実行しない。しかし法律があるということは、いつでもこれはとられるわけですよ、「神田」というものが。

森永コミュニティ振興課長

- ごめんなさい、まずこの「神田」をつけるつけないということについては、あくまでも住居表示にこの千代田区の住居表示審議会が決まったことですので、法律では全く定められていません。あくまでも、法律では住居表示というのを実施しなさい、いわゆる丁目、町名、何丁目何番何号というのをルール化しようということになりますので。ですから、それしか定められていません。それについては「神田」というのをつけるつけないということについては、当時の住居表示審議会でつけないということを決まったということになります。ですから、例えばこちらについて、これは改めて時代背景を踏まえて住居表示の中で「神田」というものをつけるという気運が盛り上がり、その際には、我々のほうとしては、それについて絶対的に否定するものでもございません。ただ、当時はそういうような経緯で決まってきたということになるということだけです。

委員

- 2町会が神田冠称を望んでいるということなのではございますけれども、この網かけになっているほかの20何町会が「神田」をとるということになるのか、将来的に。

森永コミュニティ振興課長

- あくまでもこれは仮にということですが、40年以上前ですが、40年以上前のルールをそのまま適用した場合で、かつ住居表示を実施するという事になった場合には、今のお話で「神田」というのはとるという話になります。ただ、やはり時代背景も違いますので、その中で改めてゼロベースの議論になるのだろうかということはいま我々考えております。ですから、仮に例えばここ住居表示をもう一回やろうというような話になった場合には、仮にです。仮に実施するときには、改めてもう一回ゼロベースで検討するという話になるのだと思っています。

委員

- 僕は何度か議場で質問をしたのだけれども、今、住居表示を適用したところと、いわゆる法律に従ったところと、従っていないこの網かけをしているところと、行政としても、実は差別をしているのです。それは何かというと、皆さんご存知のとおり、住居表示に基づく、住居表示の青いプレートがありますよね、千代田区。あれは実は、住居表示をいいよと言ったところだけしか、実は千代田区はつけていないのです。それは、町会長さん皆さんご案内のとおりだと思うのです。これは何度も千代田区のほうに、こここのところは整理をして、本当にあれがないと、今、電線の地中化になっているので、何丁目何番地かというのがわかりづらいのです。これは千代田区でやるべきではないかという話をしたのですけれども、やはり法律に基づいて住居表示を変えた、法律に従ったところだけはつけますよと、従わなかったところは区ではつけませんというのが1つの整理だというふうに、今でも理解しているのですけれども、それで正しいですか。

森永コミュニティ振興課長

- それは、そのとおりでございます。

委員

- だから、区としては、1つの圧力というか、これは法律があって、区として施行するという方向の中で、住居表示法というのはまだ生きているのだけれども、さっき郵便局長にお聞きしたのだけれども、もう7桁のところ、この住居表示法の本来の意味というのはないというふうに、局長、どうですか。郵便局の利便性またほかのもちろん警察、消防もあるのだろうけれども、本来の目的というのは、郵便番号が7桁になったところで、これは住居表示に従わないで、郵便局として利便性というのは変わらないですよ。

委員

- 郵便局としましては、先ほど来出ています住居表示、従来ですと何丁目何番地の地名ですと、その番地に例えば100所帯だとか存在していたと。郵便をお届けするにも、100所帯分の同じ1つの番地のどなたが住んでいるかというのを頭の中に入れてながら配達をしていたと。ですから、ある程度熟練性が必要だったのですが、今、新住居表示になりまして、何丁目何番何号と、これがずっと続いて連続していますので、非常に郵便をお届けする場合の迅速性ですとか正確性が増したということでございます。それが、住居表示の郵便局の、行政にとってもいろいろな利便があるのかどうかちょっと私は承知しませんが、その住居表示と。おっしゃられた7桁につきましては、これは住居表示を実施した町名であろうが、実施しない町名であろうが、ここに書いてあるそれぞれ町名があるわけですから、その町名に対応した7桁の郵便番号というのを付定をさせていただいております。ですから、今の現時点で住居表示が実施されている7桁の町名、それから実施されていない、例えば神田相生町などというのは実施されていないですが、個別に7桁を付定していますと、例えば町名が曖昧でも、逆に7桁の郵便番号が正確に記載されていれば、これがどこの町名だというのはわかりますので、郵便局としては、その住居表示云々以前のメリットというのは非常に7桁であるということになります。

委員

- いいですか、聞いて。郵便局としては、この7桁ができたことによって、住居表示法を推進していくという意味はないというふうに考えていいですよ。

委員

- それとは、全然別の問題になります。

委員

- 別の問題。ただ、住居表示法の趣旨というのは、郵便局の利便性みたいな話が、郵便の配達の利便性というのが書いてありますが。

委員

- それは、ですから、新住居表示を郵便局から行政にお願いして、推進していただいたのか、あるいはその辺の出どころがちょっとわからないもので、恐らく住居表示を実施するに当たっては、郵便局が主体になって住民の方に説明をされているか、行政のほうから説明をされているかというのがちょっと私もよく承知していませんので、それは何とも返事のしようがない。

委員

- ただ、この目的のところに郵便作業等を円滑に行うということが、きちんと。

委員

- それも間違いのないことです。ですから、その新住居表示を郵便の利便性を高めるために、ぜひこうしてお願いしますということを行政にお願いしているのか、その辺がちょっと趣旨が、ここに書いてあるのは郵便の配達、それからそのほかいろいろな郵便局にとっても大きなメリットですが、そのほかの行政機関あるいは行政面でもメリットが何らかあって、そういった思惑が一致して、では国として始めようということになったのではないかと。これは私は承知はしていませんが。

森永コミュニティ振興課長

- 私から。我々が把握している限りですが、当時その目的としては、郵便、救急、消防。郵便が1つの大きな目的だったのですが、救急、消防というものについて、より合理性のある住所を付番することで、できるかぎり円滑な業務運営ができるということを目指し、実施されたものということで

認識しております。ですから、結果として、今、住居表示を実施されていない、例えば他の、千代田区内は比較的实施されていないエリアが小さいです。ですのでそれほどでもないですが、他の地域においては、住居表示を実施していない結果、例えば番号順に並んでいない、例えば私が今住んでいる横浜ですが、そちらについては住居表示をしておりませんので、番号が単純に1列で並んでいるだけ。何々町1200番、1201番、1203番というふうに並んでいるのですが、それがおおむね並んでいるのですが、いわゆる100番台で急に向うに飛ぶとか、そういったところもごさいます。ですから、今の住居表示を実施しているところは、例えば何丁目何番もある程度機械的にできますし、何号というものも、例えばその区分を右から回っていくと、1号、2号、3号、4号というふうになっていますので、比較的わかりやすく、ここが5号だったら、あのあたりが例えば8号だなということがわかるようにはなっているという状況になります。

委員

- 今のを聞いていると、郵便や何かに、要は役人がやりやすいように考えていると。国民がどう思っているかというのは一切無視。あなた方がやりやすいとか、効率的にできるにはこうしたほうが良いというので勝手に決めている。確かにそうなのです。だから、全く違うところがあるでしょう。京都。京都は古い町名を全部残しています。だけれども、あれはわかりにくいことはないですよ、わかりやすいですよ。古い町名が残っているからわかりやすいのです。文京区でもそうですけれども、本駒込とかあの辺だって、かえってわからなくなってきた。あなた方は数字を並べれば全部わかりやすいとか、そういうことをやっているのが、「ああなるほど、ここにもあるのか」と、よくわかりました。

森永コミュニティ振興課長

- 今言ったようなご意見というのは、我々としても認識しております。ただ、この昭和40年代の当時は、いわゆる高度経済成長を迎えるという時期で、そういったものをいわゆる国として優先させてきたのだらうということでもあります。そのような中で、例えば、今旧町名を復活というような動きもあったり、やはり旧町名を大事にしているのだというお話、これは日本全国でさまざまなお話です。そういったところはやはりわかりやすいのだと。これがまさに、例えば京都ですとか、さまざまなエリアで、これは絶対に死守するのだというような思いを持たれている方がいらっしゃるということは我々は認識しているところでございます。

山口会長

- 多分ですね、今住居表示のお話になっているのですけれども、ある意味でこの住居表示を行う目的というのは、先ほど事務局のほうで話したものになるのだらうと思います。法律ですから、全国ベースにしたときに、やはりその表示がないことによって生じる、例えば郵便もそうでしょうし、救急のときもそうでしょうし、そういったものが生ずるエリアも全国各地の中には存在するということの中では、迅速にその住所がわかるような方法ということなのだろうというふうに思うので、例えばそれを千代田にフォーカスしたときに、千代田はわかりやすい状況になっているかもしれないけれども、法律自体の立て込みと、現在も残っている趣旨というのを、次回ちょっともう一度ご紹介するような形にしたら、その認識が深まるのかなというふうに思いますので、そこはお願いしたいというふうに思います。ほか、委員の方ご意見いかがでしょうか。

委員

- 町名について、今随分さかのぼって議論がありましたけれども、これはそれぞれ思いは皆あると思うのです。住居表示が実施されて、これは違うよな、昔と。でもそれを言っていたら、この会議は進まないと思います。ですから、今、三崎町と猿楽町から出ている懸案に対してどうするのだと。私は、このいろいろなデータを見ますと、該当町会の大多数がこれに「神田」をつけてくれと言っているのかなというふうに疑問を持ってしまう、そういう状況なのです。ですから、もう少しリサーチをして、大体この会議というか、この審議会というのは、いつ結論、エンドはどこなのでしょう。これをやっていたら終わらないですよ、何回やっても。だから、どこかにエンドを持って行って、今のような、もう少し詳しい住民の方々の意向、周りを気にすることはないと思うのです。住民の方々が本当にそれでいいと、しかも事業所の皆様の利便性も考えた上で、つけたほうがいいと言われれば、それはこの審議会「ノー」と言うはずはないと思うので、その辺をもう少し、住民の皆様の意向を教えてくださいたいと思います。

委員

- ですから、住民だけでなく、法人のほうもやはり意向は当然必要だと思うのですよね、えらい経費の負担がかかる可能性が強いですから。やはり、そういう意味では、法人と、いわゆる居住者と事業所全てをもうちょっと詳しくリサーチしないと、私たちにはちょっと意見は言いづらいです、何か。昔から住んでいる方はもちろん、懐かしいし、私などで言えば神田松

枝町という名前は懐かしく思っていますけれども、岩本町になってから、それはそれでなれてしまったので、町会名としては復活していますけれども、住居表示としては復活していませんので、そういう形もあるのです。とにかく、このさっき●会長が言ったように5,000何名というこういう要望書がこれが実際には、住民だけか事業所だけかとも私も思ったのですが、実際にはそうではないと。全国からの意見が入っているとすると、もうちょっと詳しい意見の調査をしていただかないと、何とも難しいかなと思うのです。私はそう思います。

山口会長

- ほかはいかがでしょうか。ただいま出されたいろいろなご意見の中で、1つ事務局のほうにもお願いしておかなければいけないのは、ちょっと1点、この住居表示と町名の変更というものの中で、ある意味で、資料によって「神田」をついているところとついていないところということの意見があった中で、1つ住居表示の実施率、これが面積割合だということになっているということであれば、とりわけ皇居外苑だとか、北の丸あるいは大手町、丸の内、有楽町、永田町もされているということであれば、ちょっとそここのところの属性、住んでいるところのものを入れながら、ちょっとそここの分析をひとつお願いできればなというふうに思います。それとあと、住居表示の意義と言いますか、そここのところがやはりこれだけたってきている中で、もう少しある意味で認識を深める必要があるのかなというご意見もいただきましたので、そここのところの1つ整理もしていただきたいというふうに思います。もう一つは、やはりいろいろな形で賛成あるいはそれに対して慎重な意見を求める反対等の署名という形で出ています。そのいろいろな議論をしていく中での、どういったメンバーでどういった方々がそういう形で署名をしてきているのかということも、なかなか委員さんの皆さんの中ではわかりづらいという面もあって、できる得る限りその把握であるとか、あとはその意向をどうやって把握していくかということも、今後どんな形がいいのかということも出てこようかと思しますので、その辺もちょっと事務局のほうでの検討というのをお願いできればなというふうに思います。

委員

- 住居表示というのは町名変更ということで、町名が残っても住居表示はしていないというところもあるわけですね。逆に「神田」というのがついていないところというのは、住居表示としては今後は認められないということなのですか。先ほども言ったけれども、もう一回確認なのです。

森永コミュニティ振興課長

- それではございません。

委員

- 現状としては、これでいいという話をしていましたよね。

森永コミュニティ振興課長

- 現状として、我々は認識しているということです。ですから、地域の中でいわゆる、改めて、うちのところは住居表示を実施しようというようなお話があれば、そういったお話があれば、そういったお話を我々のほうで理解して、改めてこの審議会なりにおかけしていくということになります。

委員

- 今回、猿楽町とかその辺の冠称をつけるかつかないかの話なのですが、全体として、これを広げてしまうと大変なことになりますよね、結構。住民の意思を確認するみたいな形になってしまうので。それを始めると、さっき言われたように大変ではあるけれども、ただ歴史とかそういうこともかかわってきますから、個性とかそういうことにもかかわるでしょうし、そういうことになると、総合的な判断をしなければいけないということにもかかわってくるというので、結構大変なことになりますね。絞らなくてはいけないということは、猿楽町をどうするかということになるけれども、その判断としては、やっぱり今言ったようなことを判断に入れないとできないということもありますよね、恣意的にやるわけにはいかないから。この町会だけこうするのだとか言って。ということにも行きついてしまうのでしょうかね。

山口会長

- 今、●委員のほうからそういったようなご意見がありましたけれども、ほかよろしいでしょうか。そうしましたら、1点は、ちょっとこの住居表示に至った経緯と、今住居表示が持つ1つの、どうしてもものは違うのですけれども、この冠称については、そういった経緯からきているところもあるので、そこのところはちょっと再整理を事務局のほうでしていただきたいなど。深掘りするところと、データについてもできる範囲で、実施率の

状況把握とかのところも整理をしていただければなというふうに思います。事務局として、その次。

細越コミュニティ担当部長

- 本日は本当に貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。きょうこのわずかな時間の中だけでも、本当に示唆に富んだご意見をいただいたと思っています。引き続き少し長丁場になるかと思えますけれども、具体的な方向性、この皆さんの委員のお力をおかりして定めていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

山口会長

- 次回としたら、どういった、ある意味でデータの再分析なり、深掘りしなくてはいけないところであったり、きょうご指摘いただいたご意見をちょっと整理して、次の展開をどういった形で審議会を開くというまとめ、整理をしなくてはいけないと思えますので、ちょっと一定のお時間をいただくような形になろうと思えます。次回はどのくらいのあれで、整理をしていければ。

森永コミュニティ振興課長

- また改めて、皆様の、我々も今いただいたご指摘がごございますので、それについて論点を整理した上で、我々もちょっと分析もしなければなりませんので、若干のお時間をいただきますが、日程調整だけは先行させて進めさせていただきます。できましたら12月中に、開会をもう一回できればなというふうに我々は考えているところでございます。もちろん、我々も誠心誠意頑張っていくつもりですが、その中で日程と整合をとった上で、改めて12月の早くて中旬以降になるかもしれませんが、その時期に設定させていただければと思えます。

委員

- 先ほど、●さんと●さんが言われたように、やっぱりもうちょっと調査をちゃんとやって、そのデータがなければ何回やっても同じなのではないですか。と思えますので。次回やるまでには、もうちょっと詳細の調査を、こういう方法でやるというのを出してくれないのだけれども、その辺はちゃんとしてくれないと。

森永コミュニティ振興課長

- やるというのは、具体的な手法ということですか。

委員

- 具体的な手法を今まではこんな、皆さんこれではわかりにくいというのが出ているから、こういうやり方でもっと詳細な町民の意見を確認したいというような方法論でもいいですけども、出していただかないと、ということがはっきりしていないと、次回やっても、またきょうと同じことになってしまうのかと。

森永コミュニティ振興課長

- いろいろな選択肢、方法があるかと思imasuので、その辺は少し事務局のほうでも検討いたしまして、ご案内したいと思います。

山口会長

- 今回、今までの経緯等についてそれぞれのデータ、これはもう本当の実態に基づいてそのままお示ししたという形になっていますので、そのデータの中でもまだわかりづらい点については、これは事務局のほうで再整理をしていただくという形をお願いしたいなというふうに思います。それと、もう1点なのですけれども、各委員さんの中で、ご意見をいろいろ賜って、次の展開という形になるのですけれども、やはり地域の熱い思いであったりとか、そういったケースもあったり、慎重を求めるところもあろうと思いますので、場合によっては、ちょっと事務局の中で整理をさせていただいて、そういったご意見も伺えるような機会、そういったものもちょっと検討してまいりたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、そういった整理をさせていただきながら、幾つか宿題もいただいておりますし、整理しなくてはいけないものもありますので、その辺は事務局のほうでちょっと大変かもしれませんが、整理をしていただいて。あと別途日程調整という形になろうと思imasuけれども、よろしくお願ひしたいと思imasu。

森永コミュニティ振興課長

- 改めて事務的なご説明をさせていただきます。まず、日程の調整などにつ

きましては、先ほど申し上げましたが、改めてさせていただきますので、
よろしく願いいたします。また、ついでには本日の報酬に關しまして、お
支払いについてですが、まだお受け取りになつていない方がいらつしやい
ましたら、後ほどお渡しさせていただきますので、印鑑などが必要になり
ますのでご準備をお願いできればと思います。また、報酬の受け取りをご
辞退いただく場合には、辞退届のご提出もお願いいたしますので、申しわ
けございませんがよろしく願いいたします。ということになりますので、
事務局からの連絡は以上になります。

山口会長

- それでは、これを持ちまして本日の住居表示審議会のほうを終了させてい
ただきたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

—
了
—